

『C-Book 民法 I 第 5 版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2018 年 2 月 16 日現在

頁	場所	誤	正	更新日
20	下から 8 行目	動産物権譲渡の対抗要件となる……	動産物権 変動 の対抗要件となる……	2018. 01. 30
23	上から 21～22 行目	債権（反対債権ともいう）、……Yの方からみて「受働債権」*という。	債権」、……Yの方からみて「受働債権」*（ 反対債権ともいう ）という。	2018. 01. 30
70	下から 16 行目	……必要な限度で本人の	……必要な限度で本人 に	2018. 01. 30
73	上から 16 行目	し、取り消しうる行為が有効な行為として確定する。	し、取り消しうる行為が有効な行為 と して確定する。	2018. 01. 30
92	図表【目的による制限の法的性質の整理】3 列, 3 行 4 行目	ており、権利能力が法人に及ぶことを前	ており、 この点に関しても権利能力が 及ぶことを前	2018. 01. 30
94	上から 11 行目	一般社団法人は、……	法人 は、……	2018. 01. 30
94	上から 21 行目	→一般法人法 78 条、197 条は法人不法行為能力を規定したもの	→一般法人法 78 条、197 条は 法人の 不法行為能力を規定したもの	2018. 01. 30
138	上から 7 行目	います。	い います。	2018. 01. 30
148	One Point 内の図表【不当条項の類型化】2 列, 3 行目	事業者の債務不履行責任の全部免除条項（8 I ①）	事業者の債務不履行責任の全部免 責 条項（8 I ①）	2018. 01. 30
183	下から 15 行目	……善意・無過失の相手は不法行為又は……	……善意・無過失の相手 方 は不法行為又は……	2018. 01. 30
282	上から 4 行目	益、③成年後見人と成年被後見人との人的関係等を…	益、③成年後見人と 無権代理人 との人的関係等を……	2018. 01. 30
297	上から 7 行目	……保佐人、補助人の	……保佐人、補助人 に	2018. 01. 30

323	下から 4 行目	……なお、その期限の到来	……なお、その 事実 の到来	2018. 01. 30
343	上から 3 行目	債務者の時効援用権の不行使が債権者を詐害するという場合には、……	債務者の時効援用権の不行使が債権者を 害 するという場合には、……	2018. 01. 30
343	上から 6 行目	① 債務者の時効援用権の不行使が債権者を詐害するという場合には、……	① 債務者の時効援用権の不行使が債権者を 害 するという場合には、……	2018. 01. 30
23	図表	賃金債権	貸 金債権	2017. 12. 27
31	図表のタイトル	【法定責任説に担保責任のまとめ—特定物・不特定】	【法定責任説に よる 担保責任のまとめ—特定物・不特定物】	2017. 12. 27
91	上から 13 行目	何らかの法的効果も生じない	何ら の法的効果も生じない	2017. 12. 27
95	上から 8 行目	……法人が 715 条による用者責任を負うことはあり得る	……法人が 715 条による 使 用者責任を負うことはあり得る	2017. 12. 27
137	One Point 内 下から 3 行目	……これは、多数人の法律関係が形成させていることから、……	……これは、多数人の法律関係が形成さ れ ていることから、……	2017. 12. 27
141	右枠の判例 上から 6 行目	反対の意思表示しない	反対の意思 を 表示しない	2017. 12. 27
179	右枠の結論（上段） 上から 2～3 行目	人がいると誤信して保書契約を締結した場合	人がいると誤信して保 証 契約を締結した場合	2017. 12. 27
277	下から 13 行目	117 条 1 項に基づき本人に対して損害賠償を請求することとなる	117 条 1 項に基づき本人に対して損害賠償を請求すること になる	2017. 12. 27
299	上から 16 行目	て X を代理権する権限を有していたので、……	て X を 代理 する権限を有していたので、……	2017. 12. 27
302	上から 10 行目	ても、他にその権限の存在を信ず	ていたとしても 、他にその権限の存在を信ず	2017. 12. 27
303	下から 13 行目	ように、本人の具体的・主観的な容態を問題にしないという解釈は、……	ように、本人の具体的・主観的な 態様 を問題にしないという解釈は、……	2017. 12. 27

309	最下行	する責任追及と選択行使を認めるべきである。	する責任追及と の 選択行使を認めるべきである。	2017. 12. 27
326	上から 5 行目	期限は将来発生が確実な事実にかからせるから、……	期限は将来発生が確実な事実にかからせる ものである から、……	2017. 12. 27
354	上から 4 行目	するとした。Xが上告。	するとした。 Y が上告。	2017. 12. 27
379	上から 6 行目	① 用益物権（地上、永小作権、地役権）	① 用益物権（地上 権 、永小作権、地役権）	2017. 12. 27
381	One Point 内 下から 3 行目	……そのため、賃借人は自称賃借人	……そのため、賃借人は自称 賃貸人	2017. 12. 27
233	図表中、「代理の場合」の列、「本人の能力」の行が交差するセル	意思能力 ———— 行為能力 ———— 必要	意思能力 ———— 行為能力 ———— 不要	2016. 12. 30